



# ドラスティックに変身! 本会新ホームページに乞うご期待!!

情報システム委員会副委員長  
ホームページリニューアルPT座長 川元 恵

昨年4月から、総務部・広報室・情報システム委員会メンバーによる「ホームページリニューアルPT」が設置され、新ホームページに関するヒアリング調査や同ページの基本方針・構成、システム要件・プラットフォーム検討等を進め、11月末には「要求仕様書（新ホームページの設計図）」が完成、この「設計図」を基に専門企業に構築を依頼しました。今回は、新ホームページのコンセプト、導入予定の新機能についてお知らせいたします。

## ■ホームページと会員サイト

現状の会員サイト(IDとパスワードで保護された領域)の利用状況について、アクセス数などの数字はわかるのですが、誰がどのように活用しているのか実態が掴みきれません。

ホームページは、情報を外に発信する広報としての側面と会員の方々にサービスを提供する場という2つの側面を持っています。特に会員へのサービス提供については、既に旧式化している「税理士ネットTOKYO」のサービスを終了することになりましたので、充実を図る必要がでてきました。

また、昨年は現行のホームページの障害が発生し、セキュリティ面での再構築も早急に行わなければならない事態となりました。セキュリティは強固にすればするほど良いものなら簡単なのですが、どこを強固にして、どこを普通にしてというメリハリがなければ、使いにくいものになってしまいます。

また、本会のホームページの特色の1つは、会員の方だけではなく、他会の税理士の方にも提供できるコンテンツを積極的に公開していることです。それは現状では「税理士の方へ」というページにまとめられています。こちら、少しずつ量が増えてきて、利用しやすくするために工夫が必要となってきました。

このような事情から、今までのように小規模修繕ではなく大規模な手入れが必要との認識からリニューアルを進めることになりました。

## ■リニューアルの方向性

リニューアルの大まかな方向性としては、まず前述の「適度なセキュリティ」そして、「使いやすさ」、「見やすさ」、最後に、「情報を発信しやすい仕組み」を盛り込むことにしました。あまりに普通でありふれていますが、この「普通」ということが大切なのです。情報技術は完成型がありません。日々進化・進歩しています。現在最新で最高と言われている技術もいずれ旧式になってしまうので、その時点で最新・最高（こちらは予算との関係もありますが）・最適な技術を使うということが肝心です。

私は、会員が「本会の所属でよかったな」と思えるようなホームページにしたいと考えてPTに参加してきました。理想は、「まず、事務所に行くとパソコンを立ち上げて東京税理士会の会員サイトを開く、そしてスケジュールや新規の情報などをチェックする」ということが会員にとって当然の日課になることです。毎日見なくてはと思わせるには、毎日見たくなるような工夫が必要です。今回のリニューアルでは以下のような機能が盛り込まれる予定です。

## ■導入予定の機能

### (1) マイページ機能

会員本人しか入れない「個室」を提供するもので、「本人にだけ関連する情報の表示」が可能になります。この「マイページ機能」を利用して「会員専用ページ」と「研修サイト」へアクセスすることとなります。

### (2) 1つのID・PWでアクセス

「会員専用ページ」と「研修サイト」へのアクセスは、1つのID・PWでできるようにします。なお、このアクセスの際必要となるIDについては、会員個人が保有している電子メールアドレスを利用します（下記(3)参照）。

### (3) IDとして電子メールアドレスを登録する仕組み

本会配付の電子メールアドレス(\*\*\*\*@zeirishikai.org)を廃止し、代わりに会員個人が日頃使い慣れた電子メールアドレスをアクセス用IDとして登録・活用します。登録した電子メールアドレスは本会からの連絡用電子メール(メールマガジン等)としても利用します。

### (4) 情報提供の迅速化

CMS機能(コンテンツ・マネジメント・システムズ:簡単な内容ならば業者を介さずに更新作業が行える機能)を新たに設置し、必要に応じて担当者が新ホームページ更新作業を行うようにし、会員へ迅速な情報提供をします。

### (5) 従来機能の継続

現在のホームページでも稼働している会員検索機能をはじめとした各ページについては、色合いやイメージ、画面構成こそ変更される予定ですが、基本的に引き続き設置され、使用できる予定です。

## ■おわりに

この会員サイトが本会と会員を繋ぐ素敵なツールとなるために、魅力的(使える・思わず見たくなる)なコンテンツを提供するのが本会の役割です。

今回のリニューアルは単なるホームページのデザイン変更ではなく、会務のIT化・ペーパーレス化の一端を担っているものという良いでしょう。紙ベースでの仕事をデータベースでも仕事ができるような業務の改革、そして私たち税理士の改革が始まります。

新ホームページの完成形は、平成25年秋頃には会員の皆さんに提供できる予定です。是非使い心地を確かめていただきたいと思います。

# 走れ！ 電子申告！ 2013

イータ君は、青梅マラソン(30km)と東京マラソン(フル)を走った！

情報システム委員会委員 矢崎義光



今年はブラックイータ君

か？と確認されました。青梅税務署の方からも挨拶され、同じような地点からスタートしました。子供たちにはテレビ君とか、若い女性には携帯君という応援もありましたが、多くの人から「イータ君！」という声援があり、電子申告の周知に役立ったことでしょう。

今回の東京マラソンは、先行抽選で落選、一般抽選でも落選し、気落ちしていたので

イータ君は、電子申告周知を兼ねて、平成25年2月17日に青梅マラソンを、同24日に東京マラソンを走りました。今年のイータ君は、特に主張があるわけでもないのですが、気分一新ということでブラックを基調にしました。

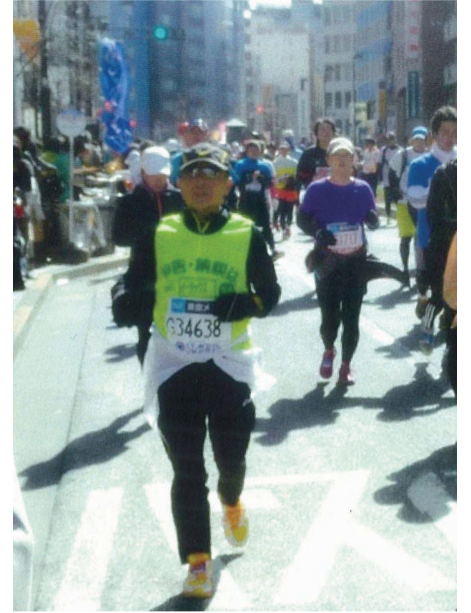
イータ君は同年1月13日にTOKYO MXテレビの「西谷綾子のランドリ！Run&Dream」に出演し、ランナーによる認知度が高くなっていたので、青梅マラソンのスタート地点やコースを走っている途中でテレビ出演したイータ君です



浅草支部の応援

すが、二次抽選で当選し3年連続イータ君での出場となりました。前は緑色のイータ君が3時間58分8秒で完走しているの、今年もサブ4(4時間以内)を狙ってスタートしました。スタート直後は今年も大勢の応援、途中の沿道は年々増えているようでした。途切れることのない応援者から、途切れることのない声援を受けると、イータ君は歩くわけにもいかず、今年も無事完走できました。今後も機会があればイータ君の格好で走り、電子申告の周知に役立ちたいものです。

また、同大会では今年も4年連続で当委員会の奥澤副委員長が電子申告推進ベストを着て電子申告推進ランを行い、無事完走しました。



情シス 奥澤副委員長

た。コースの中間点である浅草雷門前では、浅草情報システム部のメンバーとイータ君が(写真参照)、多くのランナーとハイタッチするなど推進応援を行いました。

本会情報システム委員会メンバーが体を張って、楽しく推進活動した一日でした。



本家(?)イータ君とハイタッチ

## 日税連 情報システム委員会からのお知らせ

### <でんさいネット利用上の留意点>

日税連情報システム委員会(田中英雄委員長)において、でんさいネットが税理士の業務のIT化に資するという観点から、対応が検討されている。

2月20日開催の同委員会においては、でんさいネット社との協議経過等について報告があり、次のような問題点の指摘があった。でんさいネットでは、決済後2営業日のあいだ、記録に反映されず、でんさいネットの債権記録残高と、会社の帳簿残高が、食い違う場合があります。そのため、でんさいの残高証明書では、「基準日(決算日)現在で支払期限が到達しているもの」に、アスタリスクマーク等を付して、注意喚起することとしている。税理士としてはこの点に留意して、決算申告業務にあたる必要がある。

なお、残高証明書の発行手数料については、金融機関ごとに異なるが、おおむね4千円程度とのことであり、通常の預金残高証明よりは高額となっている。

同委員会は今後でんさいネットと税理士業務の関連を検討するとともに、委員を通じ、注意事項等を周知していくこととしている。

(参考) 2013年1月8日

案 本様式は現在検討中であり、文言、表示項目、レイアウトは変更することがあります。

[社名] 様

電子記録債権に係る残高証明書

株式会社全銀電子債権ネットワーク 印  
担当: XX X様

貴社を電子記録債権に係る当事者、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする。基準日現在の電子記録債権の残高は以下のとおりです。  
なお、本証明書の残高は、基準日現在において支払等記録がされていない電子記録債権の合計であり、基準日現在で決済済であるものの支払期日が基準日から2銀行営業日以内のもの、口座間送金決済によらず当事者間で決済済であるものの支払等記録がなされていないものは残高に含まれます。

1. 基準日 2012年12月31日

2. 残高証明の対象となる決済口座  
利用者番号 123456789  
決済口座 A銀行B支店 当座 0011223

3. 残高

(1) 債権残高	件数合計	4件
	残高合計	¥500,000,000
(2) 債務残高	件数合計	2件
	残高合計	¥300,000,000
(3) 電子記録保証残高	件数合計	1件
	残高合計	¥100,000,000
(4) 特別求償権残高	件数合計	1件
	残高合計	¥50,000,000
(5) 求償権残高	件数合計	0件
	残高合計	¥0

以上

2013年1月8日

[社名] 様

利用者番号: 123456788  
決済口座: A銀行B支店 当座 0011223

債権残高明細

基準日 2012年12月31日

記録番号	発生日	支払期日	債権金額	債権者名
△△△	2012年9月26日	*2012年12月26日	¥100,000,000	〇〇商事株式会社
〇〇〇	2012年9月27日	*2012年12月27日	¥100,000,000	〇〇商事株式会社
〇〇〇	2012年10月15日	*2012年12月28日	¥100,000,000	株式会社▲▲工業
▽▽▽	2012年9月30日	2013年1月4日	¥200,000,000	●●建設株式会社
			以下余白	

\*の付いた債権は、基準日現在で支払期日が到来しているものです。

**重要**